

基本目標達成のための施策

第 1 編 未来を拓く人がはぐくまれています

(大綱)

[第 1 章] 安心して子どもを産み、育てることのできるまち

市民が安心して子どもを産むことができ、子育てに幸せや楽しさを実感して暮らせるまちを目指します。

[第 2 章] 持続可能な社会の創り手を育成する学校教育が充実しているまち

児童生徒が持続可能な社会の創り手となれるよう、夢や目標に向かって意欲的に学ぶ力を育成するとともに、自ら課題を発見し、多様な人々と協働しながら主体的に解決する力を育成します。

[第 5 章] スポーツを通して生きがいに満ち、活気にあふれるまち

誰もが、ライフステージに応じてスポーツに親しみ、楽しむことで、生涯にわたり心身ともに健康で、活気にあふれた生きがいある生活を営むことができるまちを目指します。

[第 6 章] 文化芸術に親しみ、心豊かに生活できるまち

郷土の歴史や遺産を大切に継承・活用し、郷土を愛する気持ちと誇りをはぐくむとともに、市民が文化芸術を通して心豊かで充実した生活を送ることができる文化の薫るまちを目指します。

[第 7 章] 一人ひとりの人権が尊重され、男女が生き生きと暮らすまち

市民一人ひとりの人権が尊重され、互いに認め合える、あらゆる差別のない、男女が生き生きと暮らすことができるまちの実現を目指します。

第1章 安心して子どもを産み、育てることのできるまち

【基本方針】

市民が安心して子どもを産むことができ、子育てに幸せや楽しさを実感して暮らせるまちを目指します。

そのため、市民の生活スタイルや多様なニーズに応じて、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の充実を図ります。

【現況と課題】

- 多くの若者は、子どもは日々の生活を豊かにしてくれるという意識を持っています。若者や子育て世代が、希望を持って家庭を築き、子どもを産み育てることができる環境づくりを進めていくことが必要です。
- 出産を担う年齢層の流出や、経済的不安、結婚観の変化、出会う機会の減少等による未婚化・晩婚化の進行により、出生数が減少しています。出会いの機会の創出や結婚を支援することで、少子化対策や定住促進に取り組むことが求められています。
- 核家族化や地域とのつながりの希薄化などにより、妊産婦やその家族を支える力が弱くなる中、本市においては、平成30年4月に妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センター（はぐはぐOomuta）を開設しました。今後も、関係機関等との更なる連携強化により、妊産婦等への相談支援の充実を図っていく必要があります。また、妊娠・出産・子育てに関して、男女が共に学び、親としての自覚を形成するとともに、子育て期における仲間づくりや地域での見守り等、地域全体で子育てを支援することが大切です。
- 共働き世帯の増加や就労形態の多様化が進む中、保育ニーズに対応した子育て支援の充実や経済的負担の軽減が望まれており、学童保育所等の待機児童解消等、子育て支援の施策や事業に取り組んで行く必要があります。
- ひとり親家庭や発達障害を含む障害児への支援の充実、近年全国的に増加している児童虐待事案へ対応するための体制強化及び虐待防止のための相談体制の充実が求められています。

【施策推進の視点】

（視点1）結婚や子育ての希望実現に向けた支援

独身男女の出会いの機会の創出や、若者や子育て世代が、希望を持って家庭を築き子どもを産み育てるためのライフデザインを学ぶ機会の創出に取り組みます。

（視点2）母と子どもの健康支援

妊娠・出産・子育てについて学ぶ機会の充実を図るとともに、健診や予防接種のほか、医療や福祉、教育等の専門機関との連携による妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行い、母と子どもの健康づくりを推進します。

（視点3）地域における多様な子育て支援

子どもや家庭の実情に応じて、柔軟な子育て支援を行います。
また、子育て情報や家庭教育に関する学習機会の提供、保護者同士のつながりへの支援、各関係機関との連携・情報の共有等、地域全体での子育て支援の環境づくりを行います。

（視点4）仕事と家庭が両立できる環境づくり

働きながらも子育てがしやすい環境づくりに向け、保育ニーズに対応した子育て支援の充実と事業者の意識醸成に取り組みます。

（視点5）様々な家庭への子育て支援の充実

ひとり親家庭や障害のある子どもを持つ家庭などへ教育、生活、就労、経済の面での相談・支援を行います。また、関係機関との連携強化により、児童虐待やDV被害等への相談・支援の充実を図ります。

第2章 持続可能な社会の創り手を育成する学校教育が充実しているまち

【基本方針】

児童生徒が持続可能な社会の創り手となるよう、夢や目標に向かって意欲的に学ぶ力を育成するとともに、自ら課題を発見し、多様な人々と協働しながら主体的に解決する力を育成します。

そのため、「持続可能な開発のための教育(ESD)」などの特色ある学校教育を展開するとともに、知育・徳育・体育のバランスが取れた教育を推進します。また、各学校が多様な教育活動を展開することができるよう、学校教育環境を充実させます。

【現況と課題】

- 複雑で変化の激しい時代においても、一人一人の児童生徒が主体的に学び「確かな学力(知)」、「豊かな心(徳)」、「健やかな体(体)」を身に付け、持続可能な社会の創り手となることができるようにするため、新学習指導要領(令和2年度から小学校で、3年度から中学校で全面实施)を着実に実施していく必要があります。
- 本市は、全国に先駆けてESDに取り組み、持続可能な社会の構築について自ら考え、行動することのできる児童生徒の育成を進めてきました。今後も、日本におけるESDのリーディングシティとして、SDGs(持続可能な開発目標)の達成に貢献するため、ESDを一層推進していく必要があります。
- 本市は、全国に先駆けて小学校の英語教育に力を入れ、実績を積み重ねてきました。今後、新学習指導要領の全面实施に向けて、小中学校の連携を一層強化していく必要があります。
- 児童生徒が日常的にいじめや不登校の問題を考え、実践することで、いじめを許さない、みんなが笑顔で登校する「思いやり・親切」のある学校づくりを進めてきました。このことにより、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだ」と思う本市の児童生徒の割合は全国と比べ高くなっています。
- 体力の向上については、児童生徒が日常的に運動に取り組めるよう工夫したことなどにより、近年の全国調査の結果では本市の小・中学生ともに向上が見られるようになってきています。今後は家庭とも連携し、運動の意欲の向上と運動習慣の定着を図っていく必要があります。
- 児童生徒数の減少や学校の小規模化の進行によって生じる課題を解決し、良好な教育環境を整備するため、学校再編整備を推進しています。学校再編整備にあたっては、再編後の教育環境について保護者や地域の十分な理解を得る必要があります。
- 学校と地域の連携の推進を図るため、保護者や地域住民の力を学校運営に活かす観点から研究を進めてきました。今後もさらに、各学校と地域の実情を踏まえ、関係機関等も含めた学校運営の在り方などの研究を進める必要があります。また、家庭や地域の教育力を向上させ、健全な青少年を育成するため、「共に育ち、共に育てる(共育)」の風土の醸成に取り組んできました。今後も、学校・家庭・地域が連携し、「共育」とともに、子どもに寄り添い互いの心を響かせ合いながら元気で明るい子どもたちを育成(響育)していく必要があります。

【施策推進の視点】

(視点1)未来を創る児童生徒を育成する特色ある教育の展開

持続可能な社会の創り手をはぐくむ教育であるESDをさらに推進するほか、英語教育の充実、世界遺産学習や海洋教育の推進、ICTの活用、学校間・学校種間の連携強化などの特色ある学校教育を展開します。

(視点2)子どもの個性や能力を伸ばし、可能性を広げる

「確かな学力(知)」、「豊かな心(徳)」、「健やかな体(体)」を児童生徒にバランスよくはぐくむとともに、その個性や能力を伸ばし、可能性を広げます。また、障害のある児童生徒一人ひとりの状態に応じ、具体的できめ細かな支援や指導の充実に努めます。

(視点3)学校教育環境の充実

本市の実情に応じた活力ある学校づくりの実現のため、小中学校の適正規模・適正配置に向けた再編整備を推進するとともに、多様な学習活動に対応でき、児童生徒等が安全で快適に学び、過ごすことができる施設の整備を図るなど、学校教育環境を充実させます。

(視点4)安心して学べ、地域とともにある学校づくり

いじめ防止対策、不登校の防止、経済的困難を抱える保護者の支援や、学校、家庭、地域の連携による児童生徒の規範意識の育成、「共に育ち、共に育てる(共育)」と「響き合って、育ち合う(響育)」の風土の醸成など、安心して学べ、地域とともにある学校づくりを進めます。

第5章 スポーツを通して生きがいになり、活気にあふれるまち

【基本方針】

誰もが、ライフステージに応じてスポーツに親しみ、楽しむことで、生涯にわたり心身ともに健康で、活気にあふれた生きがいのある生活を営むことができるまちを目指します。

そのため、いつでも、どこでも、誰でも気軽に生涯にわたりスポーツに親しむことができるための機会づくりや支援の仕組みづくり、また、スポーツがしやすい環境づくりを推進します。

【現況と課題】

- スポーツは、心身の両面に影響を与え、健康・体力づくり、交流・仲間づくり、生きがいづくりを促すほか、地域のコミュニティづくりやまちの活性化など多様な効果が期待されています。
- 本市では、運動・スポーツを全く行っていない成人が半数を占めています。これは国・県と比べて、運動・スポーツの実施率は低い状況となっており、市民の体力向上や健康づくり等のためのスポーツの習慣化が課題となっています。そのため、地域に身近な所で運動に親しめる仕組みづくりが重要となっています。
- 本市では、平成2(1990)年に「スポーツ都市宣言」を行い、スポーツを通して住みよいまちづくりを推進してきました。さらには、市民が生涯にわたりスポーツに親しめる環境づくりを進めており、体育協会をはじめスポーツ団体や各種団体などと連携した活動を行い、市民大会はもとより全九州都市対抗陸上競技大会、西日本中学駅伝競走大会などの広域的な各種大会も開催されています。
- 本市では、高等学校における部活動は盛んであり、各種競技大会で全国的にも好成績を残しています。しかしながら、地域に密着したスポーツ少年団においては、少子化の影響で団員が減少し、また、中学校の部活動においては、学校の小規模化に伴い、希望する部活動が選択できない状況が生じています。
- 本市には市民体育館をはじめ、延命球場、御大典記念グラウンド、武道場、テニスコートなどの市営の施設や県営の施設として緑地運動公園があります。しかし、市民体育館など一部には老朽化が進んだ施設もあり、その対応が課題となっています。

【施策推進の視点】

(視点1) 気軽に親しめるスポーツ活動の機会づくり

市民の誰もが生涯にわたり、それぞれのライフスタイルや心身の状況に応じて運動やスポーツに親しみ、健康で明るい生活を送ることができるよう、多様なスポーツ活動の機会をつくり出します。

(視点2) スポーツ活動を支える仕組みづくり

市民が主体的かつ計画的に多様なスポーツ活動に取り組むことによって、豊かなスポーツライフを形成し、定着していくことができるよう、活動支援のための仕組みをつくり出します。

また、スポーツ都市宣言推進協議会や体育協会をはじめとする各種団体と連携し、各種スポーツ大会の奨励、トップレベルの競技大会の誘致など、スポーツ事業の充実・発展に努めます。

(視点3) スポーツがしやすい環境づくり

市民が身近なところで、いつでも気軽に運動やスポーツ活動へ参加ができるよう、多様なスポーツの場の充実を図るとともに、必要に応じて指導を受けることができるよう、指導者の養成、確保、資質向上やきめ細やかなスポーツ情報の提供などに努め、スポーツがしやすい環境をつくり出します。

また、市民体育館など老朽化した施設への対応をはじめ、安全で快適なスポーツ環境の整備・充実に努めます。

第6章 文化芸術に親しみ、心豊かに生活できるまち

【基本方針】

郷土の歴史や遺産を大切に継承・活用し、郷土を愛する気持ちと誇りははぐくむとともに、市民が文化芸術を通して心豊かで充実した生活を送ることができる文化の薫るまちを目指します。

そのため、郷土の歴史と遺産を学び、理解する機会づくりや、市民が文化芸術に親しみ、参加できる機会づくりを推進します。

【現況と課題】

- 世界文化遺産として登録された三池炭鉱関連施設については、世界遺産条約に基づき、適切に保存・管理を行い、未来へ継承するとともに、世界文化遺産としての価値について理解を促進していく必要があります。また、市内に存在する多くの貴重な近代化産業遺産や文化財の中には認知度が低いものもあり、市制100周年記念事業の一環として作成している市史を活用するなど、より多くの市民が郷土の歴史や文化を理解し、愛着を持ってもらう取り組みが必要です。
- 文化芸術は、市民の心を潤し、豊かな感性や個性を育て、地域に活力を与えます。しかしながら、まちづくり市民アンケートの結果では、文化芸術活動への参加率は低い結果となっています。そのため、多くの市民が文化芸術事業に関心を持ち、参加する人が増えるよう、質の高い、魅力的な文化芸術活動に触れる機会や、身近な場所での鑑賞や体験の機会を充実させる取り組みが必要です。
- 次世代を担う人を育てるためには、子どもの頃から優れた文化芸術に触れることが重要であり、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、より多くの子ども達が質の高い文化芸術に触れる機会を提供することが必要です。
- 文化芸術活動を行っている人の高齢化が進んでいることから、誰もが気軽に参加できる文化芸術の環境づくりにより、後継者を育成することが必要です。また、若い世代の関心に合わせた文化芸術事業に若者自らが参画することで、「ふるさとの役に立ちたい」という思いを持てるような機会を創出することが求められています。あわせて、活動団体と学校や地域をつなぎ、文化芸術を通じた世代間交流やコミュニティ活動の活性化を進めることも重要です。
- 本市は、市民の文化芸術活動の拠点となる大牟田文化会館、カルタックスおおむたをはじめ、様々な文化施設を有しておりますが、老朽化が進んでいるため、適切な維持・補修が必要です。更に文化施設には、人々の居場所となり社会参加の出番や出会いの場を創出するなど、新たな役割が求められています。

【施策推進の視点】

(視点1) まちの歴史や文化を知る・学ぶ

世界文化遺産に登録された三池炭鉱関連施設などをはじめ、地域に残されている近代化遺産や有形・無形の文化財の適切な保存や、それらの歴史を「見える化」するなどの活用に向けた取り組みを通して、郷土の歴史や文化に触れ、現在や未来とのつながりを理解する機会を充実します。

(視点2) 文化芸術事業の充実

質の高い文化芸術に触れる機会と、身近な場所で文化芸術に触れる機会の充実を図ります。あわせて、子どもが文化芸術に触れ、豊かな感性を育むとともに、若者が文化芸術に対する関心を高める機会の充実を図ります。また、誰もが気軽に文化芸術に親しめるよう、市民が参加しやすい事業の充実に努めます。

(視点3) 文化芸術の環境づくり

文化芸術活動を行う市民団体への支援等により、市民が身近に文化芸術に親しめる環境づくりを進めます。また、文化芸術により生み出される様々な価値を人づくり、まちづくりの面で活かし、まちの魅力を高める取り組みを進めます。

あわせて、文化施設の適切な維持・補修を行うとともに、これからの文化施設が地域で果たす役割について改めて検討し、機能の充実を図ります。

第7章 一人ひとりの人権が尊重され、男女が生き生きと暮らすまち

【基本方針】

市民一人ひとりの人権が尊重され、互いに認め合える、あらゆる差別のない、男女が生き生きと暮らすことができるまちの実現を目指します。

そのため、人権問題についての正しい理解と、人権を尊重する意識の啓発を進めるとともに、関係機関等と連携し人権擁護の推進を図ります。また、女性も男性も、仕事、家庭、地域活動などの調和がとれた自分らしい生き方の選択ができる社会づくりを進めます。

【現況と課題】

- 同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等に関する様々な人権問題があり、それぞれ解決する必要があります。また、社会情勢の変化に伴い、インターネット等による人権侵害など新たな課題も発生しています。
- 平成28(2016)年には、部落差別の解消の推進に関する法律など人権に関する、いわゆる「人権三法」が施行されており、さらに人権問題についての正しい理解と認識を総合的に深めるための教育及び啓発を進めるとともに、関係機関等との連携により、人権擁護への対応を進める必要があります。
- 男女共同参画社会の実現に向けた法律や制度は整備されてきましたが、依然として女性に対する差別や偏見が意識や行動の中に残っています。また、DV(ドメスティック・バイオレンス)被害をはじめ、就労環境や子育て、介護など、様々な問題で悩む女性が多く存在します。こうしたことから、男女の役割を固定的に考えず、一人ひとりの個性と能力を伸ばす意識づくりを行う必要があります。
- あらゆる分野において女性の社会参画が進んでいる一方で、未だ男性が中心となっていることが多く、女性の参画は十分ではありません。女性が自らの意識と能力を高め、力を発揮するとともに、女性も男性も、仕事、家庭、地域活動などの調和がとれた自分らしい生き方の選択ができる社会づくりを進める必要があります。

【施策推進の視点】

(視点1)人権に関する教育・啓発の推進

市民一人ひとりが互いの人権を尊重することの重要性を認識し、人権問題に対する正しい理解を深めるため、関係機関と連携しながら人権教育・啓発活動に取り組みます。

(視点2)人権擁護の推進

人権問題の総合的な解決に向け、関係機関との連携を図りながら、人権擁護を推進します。

(視点3)男女がともに生きる社会への意識づくり

家庭、職場、地域などの様々な分野において、一人ひとりが男女共同参画の意義を理解し、日々の生活の中で行動していくための意識啓発等に取り組みます。

(視点4)男女がともに参画する機会の確保

女性と男性がともに参画する社会環境を整えるために、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、女性の能力発揮促進や社会進出支援、女性人材情報の整備・充実などに取り組みます。